

■お問い合わせ先 保健福祉課保険給付係 ☎ 0997 - 72 - 1068

国民健康保険被保険者証の切替について

■切替期間

7月27日(月)～8月7日(金)

8時30分～17時
(休日を除く)

■持参するもの

①国民健康保険被保険者証(有効期限が令和2年7月31日までの被保険者証)
②印鑑(スタンプ印不可)
※被保険者証の切替に伴う準備期間があるため、7月中に国保税を完納された世帯(特に金融機関でのお支払の場合)は、完納確認が遅れるため、行き違いが生じてしまいます。恐れ入りますが、切替の際、必ず完納された領収証を持参してください

い。

■切替方法

◇古仁屋市街地の方(大湊、春日、松江、船津、高丘、宮前、瀬久井東、瀬久井西)
役場1階保健福祉課(国保窓口)
◇市街地以外の方
各集落の嘱託員が切替を行います。
※集落毎で切替方法が異なることもありますので、お住いの地区の嘱託員にお問合せください。

※75歳以上(65歳以上の障害認定者を含む)の「後期高齢者医療制度」の被保険者証についても8月が切替となっています。詳細は、保健福祉課保険給付係へお問い合わせください。

問合せください。

★後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進にご協力をお願いします。

後発医薬品は、新薬の特許期間終了後に製造・販売される薬です。

新薬と同じ効果を保ちながら低価格で提供されていることが多く、医療の質を下げることなく、医療費の節約に貢献しています。

まずは、医師・薬剤師に相談して、後発医薬品を上手に活用しましょう。

まず、医師・薬剤師に相談して、後発医薬品を上手に活用しましょう。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎ 0997 - 72 - 1060
奄美大島年金事務所 ☎ 0997 - 52 - 4341

平成2年4月から令和3年3月までの国民年金保険料は月額16540円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行います。指定された期限までに納付が無ければ、延滞料金が課せられるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえされることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。国民年金保険料免除等の申請については、保険料が納め忘れの状態、万一の障害や死亡等不慮の事態が発生する、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。国民年金係へご相談ください。

年金に関する情報をインターネット上で容易に見つけられるように厚生労働省が作成したサイトです。このサイトでは自分の日常生活に合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みについて、瞬時に情報を検索できます。専門用語をできるだけ使わず、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せます。



↑こちらから年金ポータルをご覧になれます

土石流及び山崩れ災害についてのお知らせ

■お問い合わせ先 建設課森林土木係 ☎ 0997 - 72 - 1197

近年、梅雨期の豪雨や台風により、多くの山地災害が発生していることから、梅雨期を迎えるにあたり、土石流が発生した場合、被害を受ける危険性があり、緊急的な防災対策が必要となりますのでお知らせします。

雨の日は気象情報や防災無線の情報に注意し早めの避難を心がけましょう。

特に雨が降っているときに土石流の前兆現象を感じた場合や、市町村からの避難の連絡があった場合は、速やかに避難所へ避難しましょう。また、記録的な豪雨が予想される場合は、今までにない規模の災害が起こる危険性があります。さらに、雨が降り止んだ後でも、土石流が発生することもありますので注意しましょう。

なお、山地災害に関してお気づきのことがあれば、瀬戸内町役場建設課（Tel 72-1197）まで連絡してください。



土石流災害について

谷や斜面に貯まった土・石・砂などが梅雨や台風などの集中豪雨による水と一緒にあって、一気に流れでてくるのが土石流です。破壊力が大きく、また、速度も速いので、大きな被害をもたらします。

土石流の前兆現象

- 山鳴り、立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める

山崩れ災害について

地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった山の斜面が突然崩れるのが山崩れです。突発的に起こり、瞬時に崩れるので、逃げ遅れる人も多く犠牲者の割合も高くなります。また、地震をきっかけに起こることもあります。

山崩れの前兆現象

- わき水の量が急に増える
- 枯れたことの無いわき水が止まる
- 山の斜面を水が走り始める
- 地鳴りの音がきこえだす
- 山の斜面に亀裂が走る
- 山の木が傾く
- 石が転がり落ちてくる

■お問い合わせ先 農林課農林整備係 ☎ 0997 - 72 - 1174

森林の土地の所有者届出制度について

■制度の概要	■届出に添付する書類	■各種資料について
森林法の改正により、平成24年4月から、新たに森林の土地の所有者となった場合には、市町村長への届出が義務づけられています。この届出制度は、森林法に基づく施業の勧告、伐採及び伐採後の造林の届出に係る命令等を円滑に実施する上で、森林の土地の所有者の異動を把握することが重要であることから創設されました。	土地の所有者とは、土地の売買のみではなく、相続、贈与による取得が対象となるほか、森林の土地を所有している法人を買収したところによる土地の取得も対象となります。 森林の土地の所有者になった日から90日以内に、取得した土地がある市町村長に届け出る必要があります。国土利用計画（法上の届出を行なったもの）については不要となります。	土地の所有者は、林野庁のホームページでダウンロード出来るほか、市町村役場などに備えられています。
新たな森林の	①当該森林の土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入） ②当該森林の土地の登記事項証明書（写しでよい）、権利取得の原因となる事実を証する書面（土地売買契約書の写し、遺産分割協議書の写し、土地の権利書の写し、土	各種資料（届出書様式（Word）、記入例、関係法令、Q & A）は、林野庁のホームページでダウンロード出来るほか、市町村役場などに備えられています。



■お問い合わせ先 瀬戸内町商工会 青年部 ☎ 0997 - 72 - 0147

（無料）のご案内
司法書士による法律相談会

瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会（無料）を下記のとおり開催します。
事前に予約されると、優先的にご相談頂けます。
たとえば、相続や遺言について、不動産の名義変更について、老後の資産管理、成年後見制度について、会社を作りたい。などなど、様々な悩みも気軽に相談ください。

■相談日時
7月16日（木）午前10時～午後1時

■相談場所
町営コーラルタウン船津団地集会所

※正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。



「令和2年度の熱中症予防行動」

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

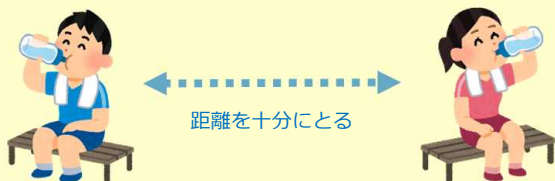
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



距離を十分にとる

- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかけた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



環境省



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



■お問い合わせ先 税務課収納係 ☎ 0997 - 72 - 1117

新型コロナウイルス感染症緊急経済
対策における町税等の措置について

①徴収の猶予制 度について	の売り上げが、 前年同期比30% 以上の減少)し た場合、令和3 年度の固定資産 税を減免する。	【国民健康保険 税・後期高齢者 医療保険料の方】	事業収入や給与 収入など、収入 の種類ごとに見 た収入のいずれ かが、前年に比 べて10分の3以 上減少する見込 みであること。
収入が大幅に減 少(前年同期比 20%以上の減 少)した場合、	税・介護保険料・ 後期高齢者医療 保険料	①新型コロナウイルス 感染症に より、主たる生 計維持者が死亡 し、又は重篤な 傷病を負った世 帯の方	収入減少が見込 まれる種類の所 得以外の前年の 所得の合計額が 400万円以下 であること。
金なしで1年 間、徴収を猶予 できます。	②新型コロナウイルス 感染症の影響に よる、主たる生 計維持者の収入 減少が見込ま れる世帯の方	②前年の所得 の合計額が 1000万円以 下であること。	令和2年度及び 令和3年度分の 保険料(料)で 令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。
※令和2年2月 1日から令和3 年1月31日まで に納期限が到来 する町税等につ いて適用。	③収入減少が見 込まれる種類の 所得以外の前年 の所得の合計額 が400万円以 下であること。	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。
■お問い合わせ先 税務課収納係 ☎ 72 - 1117	④新型コロナウイルス 感染症の影響に よる、主たる生 計維持者の収入 減少が見込ま れる世帯の方	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。
⑤町税等の軽減 措置・減免につ いて	⑤新型コロナウイルス 感染症の影響に よる、主たる生 計維持者の収入 減少が見込ま れる世帯の方	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。
⑥固定資産税 収入が大幅に減 少(令和2年2 月10月までの 任意の3か月間	⑥固定資産税 収入が大幅に減 少(令和2年2 月10月までの 任意の3か月間	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。
任意の3か月間	任意の3か月間	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。
任意の3か月間	任意の3か月間	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。
任意の3か月間	任意の3か月間	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。	令和2年2月1 日から令和3年 3月31日までの 納期限が設定さ れているもの。

↓保険料(税)
の一部を減額

【介護保険料の方】

■お問い合わせ先 商工観光課商工労政係 ☎ 0997 - 72 - 1115

瀬戸内町：ささえ愛クーポン事業について(お知らせ)



↑このポスターが貼ってるお店で
クーポンご利用可能です



↑クーポンデザイン(予定)

新型コロナウイルスの影響により活動自粛等
を行っている瀬戸内町
民への生活支援・町内
事業者への景気対策を
目的として、瀬戸内町
民(6月9日時点で住
民基本台帳に記録され
ている方)に「瀬戸内
町ささえ愛クーポン」
を発行します。1人当
たり5000円分の
クーポン(1枚500円
の10枚綴り)を世帯主宛
てに同一世帯の家族分
を郵送します。

■郵送時期
6月末を目途にレター
パックプラス(特定封筒
郵便物、対面授受)にて
郵送予定。

■注意事項
※対象店舗でのみ使用可
能。
※転売、現金との引換
及びその他の商品券や他
の金券との交換不可。
※盗難、紛失または滅失
に関して町は責任を負い
ません。
※おつりは出ません。
※有効期限内外に関わら
ず現金での払戻不可。
■その他
親族等からの暴力を理由
に避難されている方(D
V避難者)で、クーポ
ンの送付先変更を希望
する方は届出が必要で
す。6月26日(金)までに
商工観光課までご連絡
下さい。

クーポン参加店募集
中！
クーポン利用可能店舗
の参加申込を受付中
です。
詳しくは町ホームペー
ジ又は商工観光課まで
お問合せください。
町ホームページにて、
利用可能店舗として広
報します。

消防分署からのお知らせ

■お問い合わせ先 瀬戸内消防分署 ☎ 0997 - 72 - 1190

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



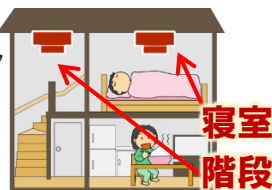
鹿児島県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられた
平成23年6月1日から令和3年6月1日で**10年**を迎えます。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の 寿命や電池切れなどで火災を
検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

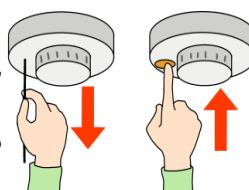
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

鹿児島県 / 鹿児島県消防長会（鹿児島県内20消防本部）

鹿児島市消防局／薩摩川内市消防局／霧島市消防局／大隅肝属地区消防組合／大隅曾於地区消防組合
／伊佐湧水消防組合／出水市消防本部／阿久根地区消防組合／いちき串木野市消防本部／さつま町消
防本部／始良市消防本部／日置市消防本部／南さつま市消防本部／指宿南九州消防組合／枕崎市消防
本部／垂水市消防本部／熊毛地区消防組合／大島地区消防組合／徳之島地区消防組合／沖永良部与論
地区広域事務組合（お問い合わせは、最寄りの消防本部へ）

後援： FDMA 消 防 庁
住民とともに Fire and Disaster Management Agency

令和 2 年瀬戸内町各種検診日程表

■お問い合わせ先 保健福祉課保健予防係 ☎ 0997 - 72 - 1122

肺がん検診のお知らせ

古仁屋市街地以外は、各集落巡回しますので配布してある肺がん受診券をご確認ください。届いてない場合は保健福祉課へお電話ください。

※古仁屋市街地・西方・東方・山郷地区は9月予定。

胃・腹部超音波・大腸がん検診のお知らせ

詳細は下記をご覧ください。

肺がんCT検査のお知らせ

受診希望の方は、保健福祉課保健予防係までお早めにお申し込みください。

▽申込期間

7月1日～7月10日

※肺がんCTを受診される方は、肺がん検診を受ける必要はありません。

特定健診・長寿健診のお知らせ

対象

▽特定健診 特定健診国民健康保険加入の30歳以上の方

▽長寿健診 75歳以上の後期高齢者の方（65歳以上の障害認定の方も含む）

■健診内容

特定健診・長寿健診・大腸がん検診・前立腺がん検診

※受診当日は保険証が必要。

日程	けんしん名	場所	内容・料金	対象	注意事項
7月1日(水) 2日(木) 3日(金)	肺がん検診	加計呂麻地区	胸部レントゲン検査…200円 70歳以上無料	町内在住の 40歳以上の方	○検診日時は受診券をご確認ください
7月 6日(月) 7日(火) 8日(水) 9日(木)	胃・腹部・大腸がん検診	きゅら島交流館	胃がん検診…1,000円 腹部超音波検査…3,720円 大腸がん検診…500円	町内在住の 40歳以上の方	※事前に対象となるけんしんの受診券を各家庭へご案内いたします。
7月 12日(日)	肺がんCT検査	Aコープ前の集荷場	胸部CT検査…7,900円 ※事前申込必要・全額自己負担	町内在住の 40歳以上の方	肺がん検診を受けていない方
7月 16日(木) 17日(金) 18日(土) 19日(日)	特定・長寿けんしん	きゅら島交流館 	特定健診…0円 長寿健診…無料 大腸がん検診…500円 前立腺がん検診…1,580円 B型肝炎…200円 C型肝炎…500円	町内在住の 30歳以上の方 (国保の方、後期高齢の方)	※事前に対象となるけんしんの受診券を各家庭へご案内いたします。
9月 7日(月) 8日(火) 9日(水) 10日(木)	肺がん検診	☆西方・東方・山郷地区は 集落公民館 ☆古仁屋市街地・市街地外・請・与路地区は きゅら島交流館	胸部レントゲン検査…200円 70歳以上無料 	町内在住の 40歳以上の方	○検診日時は受診券をご確認ください。
10月 12日(月)	結核検診	すこやか福祉センター	胸部レントゲン検査…無料	町内在住の 65歳以上の方	肺がん検診を受けていない方
10月 30日(金) 31日(土)	厚生連けんしん	きゅら島交流館 	特定健診…0円 長寿健診…無料 胃がん検診…1,000円 腹部超音波検査…3,700円 大腸がん検診…500円 前立腺がん検診…1,800円 B型肝炎検査…200円 C型肝炎検査…500円 胃がんリスク検査…3,300円 心不全リスク検査…2,750円 骨粗鬆症検査…800円 ※予約制で頸部エコーあり	町内在住の 40歳以上の方 ※特定健診のみ30歳以上	10/28、10/29は職場健診を実施しております。厚生連健診の日程（10/30、10/31）でご都合がつかない場合は10/28、10/29で受診されても構いません。
11月 26日(木) 27日(金) 28日(土) 29日(日)	特定・長寿けんしん	きゅら島交流館	特定健診…0円 長寿健診…無料 大腸がん検診…500円 前立腺がん検診…1,580円	町内在住の 40歳以上の方	7月・10月の特定・長寿健診を受診されていない方が対象です
令和3年 1月頃 日程未定	女性がん検診	※会場未定	子宮頸がん検診…800円 マンモグラフィー検査 50歳以上 一方向…1,500円 40～49歳まで 二方向…2,000円 骨粗しょう症検査…800円	子宮がん 町内在住の 20歳以上の女性 マンモグラフィー・ 骨粗しょう症検査 町内在住の40歳以上の女性	無料クーポン対象者は 県立大島病院 名瀬徳洲会病院 うえだクリニック でも受診可能です。※要予約

申請に必要な情報や申請方法

申請情報・書類

※今後、変更・追加の可能性があります

1. 個人の場合

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（P5）
- ② 青色申告者にあつては、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控え（P5～6）
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則）（P7）
- ④ 申請者本人名義の振込先口座の**通帳**の写し（P8）
- ⑤ **本人確認書類**（運転免許証、個人番号カード等）（P9）

※2019年分の確定申告書類を提出できない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税の申告書類、または2018年分の確定申告書類などに代えることができます。

2. 法人の場合

法人番号、法人名、住所、業種、設立年月日、資本金、代表電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の**確定申告書別表一**の控え（P6）
- ② **法人事業概況説明書**の控え（P6）
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則）（P7）
- ④ 法人名義の振込先口座の**通帳**の写し（P8）

申請期間

給付金の申請期間は、**令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**です。

※ 電子申請の送信完了の締め切りは、令和3年1月15日の24時までです。

申請方法

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で

完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。

持続化給付金の申請用HPはこちら→ <https://jizokuka-kyufu.jp>



2

農林漁業者の皆さんも対象です！

詳細版

農林水産省 持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**まで、個人事業者は**100万円**まで

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■給付額の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

※計算の対象とする月は、2020年1月～12月のうち任意のひと月を、事業者にて選択。

給付対象

- ◆ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者
- ◆ 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ◆ 資本金10億円以上の大企業等を除く、**農林水産業、食品関連事業を含め、業種横断的に個人事業者や法人**を広く対象とします。

また、**農事組合法人、協同組合**など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

1

■お問合せ 持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120 - 115 - 570

※その他のコロナ関連の支援制度については、町のホームページをご覧ください

高収益作物次期支援交付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の発生により売り上げが減少する等の影響を受けた**高収益作物**

（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さんを支援いたします。

詳細については、瀬戸内町公式ホームページに掲載していますのでご覧ください。



↑こちらから町HPをご覧ください

■お問合わせ先 農林課農政係 ☎ 0997 - 72 - 1174

農薬の適正使用について
農薬の適正な使用を重点的に推進するため、農薬の使用機会が多い6月～9月を農薬適正使用推進期間としています。
農業者の方は左記に注意して下さい。
① 適期適正な防除の推進
② 農薬使用基準の遵守
③ 農薬の飛散防止
④ 散布作業者の安全確保
⑤ 周辺環境への配慮
（ほ場周辺の宅地や畜舎、養蜂、魚介類などに危害を及ぼさないように、また、河川等を汚染しないように十分に注意して使用する）
⑥ 農薬の適正な管理等
※ 農薬は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠できる保管庫等で厳重に管理すること。また、空容器等については、8月と11月の「農業用廃プラスチック回収日」に処理するようお願いします。

■お問合わせ先 鹿児島県男女共同参画センター ☎ 099 - 221 - 6603

概要

（鹿児島県公式ホームページ内）

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

「鹿児島インターネット放送局ムーブ！かごしま」

7月25日～31日は
県男女共同参画週間です



↑こちらから県公式HPをご覧ください

※詳しくは、上記までお問い合わせいただくか、かごしま県民交流センターのホームページ「男女共同参画」を御覧ください。

■お問い合わせ先 瀬戸内町選挙管理委員会 ☎ 0997 - 72 - 2183

7月12日は鹿児島県知事選挙の投票日です

▽投票日

令和2年7月12日(日)

▽告示日

令和2年6月25日(木)

■選挙人名簿登録要件

年齢・平成14年7月13日までに出生した方

住所・令和2年3月24日以前からの居住者

(3月24日までに転入届をした方を含む)

※注意 転入届出後、3ヶ月以上居住している方。

■投票所入場券

投票所入場券は、6月21日(日)以降、世帯ごとに郵送します。ハガキ1枚につき、1世帯2名までの案内となっており、投票所について、入場券に記載しています。

※新型コロナウイルス感染症対策

【投票所で行う対策】

投票事務従事者、管理者、立会人はマスク着用。

投票所入口に消毒液を設置。

えんぴつ、記載台は定期的に消毒拭き上げます。

投票所の換気に努めます。

【投票される皆さんへのお願】

投票所内でのマスク着用・咳エチケット・来場前後に手洗いがい・投票所入り口で手指の消毒をお願いします。

他の有権者と一定の距離を保ってください。

えんぴつ等の持参が可能です。

■期日前投票

投票日に、仕事・用事等で、投票所へ行けない方は期日前投票ができます。また、新型コロナウイルス感染症対策としても期日前投票を利用できます。

▽期間 6月26日(金)～7月11日(土)

(繰上投票区の第2・3投票所の選挙人は7月10日まで)

▽場所 瀬戸内町すこやか福祉センター

下の表は令和元年7月21日に執行された第25回参議院議員通常選挙の期日前投票所の投票者数です。

検討ください。

■不在者投票

仕事、旅行等で、町外に滞在している本町に登録されている選挙人は、「投票用紙等請求書兼宣誓書」を町HPからダウンロードするか、最寄りの市町村選挙管理委員会から取り寄せて、投票用紙を本町選挙管理委員会に請求し、届いた後、滞在先の市町村選挙管理委員会ですべての投票が出来ます。詳しくはお問合せください。

■投票所の変更について

第5投票所「秋徳公民館」立替工事のため「秋徳小中学校普通教室」

令和元年7月21日に執行された第25回参議院議員通常選挙の期日前投票所の投票者数

期日前投票日	8時30分～	9時～	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19～20時
1日目 7/5 (金)												
2日目 7/6 (土)												
3日目 7/7 (日)												
4日目 7/8 (月)												
5日目 7/9 (火)												
6日目 7/10 (水)												
7日目 7/11 (木)												
8日目 7/12 (金)												
9日目 7/13 (土)												
10日目 7/14 (日)												
11日目 7/15 (月)												
12日目 7/16 (火)												
13日目 7/17 (水)												
14日目 7/18 (木)												
15日目 7/19 (金)												
16日目 7/20 (土)												

10人以下 空いています
11～20人 やや空いています
21～30人 やや多いです
31人以上 多いです

避難勧告などに関する情報をわかりやすくお知らせします

■お問い合わせ先 総務課危機管理係 ☎ 0997 - 72 - 1111

災害が発生する危険性が高まった時に、避難行動をより分かりやすくお知らせするため、直観的に理解できる【5段階の警戒レベル】を用いた情報を発信いたします。災害に備え、日頃より避難所・避難経路や備蓄品を確認して、災害時には警戒レベルを基に「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、早めの避難を心掛けるようにしましょう。

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

※【警戒レベル5】はすでに災害が発生している状況です。
命を守るための最善の行動をとりましょう。



土砂災害・水害などの防災情報について【警戒レベル】を用いた避難情報が発令されます。警戒レベル3・4が発令された地域にお住まいの方は速やかに避難してください。



▲内閣府ホームページ
(避難勧告等に関するガイドラインの改定)



▲気象庁ホームページ
(防災気象情報と警戒レベルとの対応)

伝達文令

【警戒レベル4 避難勧告の伝達文例】 ※土砂災害情報の場合

- 町役場総務課からお知らせします。
- 大雨により、土砂災害の危険性が非常に高まっています。
警戒レベル4 避難勧告を発令しました。
- 各避難所または屋内の安全な場所に避難してください。

避難所に行く際は・・・
食料・飲料水・寝具類
マスク・体温計・消毒液など
自身で準備できるものは
ご持参ください。

■お問合わせ先 総務課危機管理係 ☎ 0997 - 72 - 1111

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難対応等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から避難所での密集・密接・密閉を防ぐために、山沿い、河川沿い以外の堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）にお住まいの方等、**ご自宅にて安全確保が可能な方には在宅避難を推奨しています。**また、自宅と比較して災害リスクがより低い場所にある親戚や知人宅に避難することへの検討もお願いします。万が一、在宅避難中に、危険を感じたときは、迷わず避難所に避難しましょう。

※避難所では密集した環境下での集団生活により感染が拡大するリスクが高まりますので次のことに注意しましょう。

- ① 避難所でのマスク着用、手洗い及び咳エチケットなどの感染対策の徹底
- ② 避難所内の換気の徹底
- ③ 避難所において可能な範囲での避難者同士の間隔の確保
- ④ 避難者に発熱又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、かかりつけ医療機関等に電話で相談してください。

■お問合わせ先 商工観光課消費生活相談窓口 ☎ 0997 - 72 - 1115
消費者ホットライン局番なし（全国共通）188

新生活センターでは、全国の消費生活センター等に寄せられた新型コロナウイルス関連の消費生活相談について傾向や事例をまとめました。

1月～4月に受け付けた件数は、27469件で1月155件、2月2369件、3月9973件、4月14972件と月を追うごとに増加しています。

*主な商品・役務等別件数

- ① マスク等保健衛生品 8751件（31%）
- ② 旅行・宿泊関連 3836件（14%）
- ③ スポーツ・各種教室関連 1940件（7%）
- ④ 結婚式場関連 1681件（6%）
- ⑤ 賃貸アパート 406件（1%）

新型コロナウイルス関連の消費生活相談の概要

*相談内容

「マスクなどの保健衛生品の品不足や高価格に関する相談」「結婚式場や旅行・宿泊関連のキャンセル料トラブル」「学会中の月会費」「大学の授業開始の遅れによる入居日の変更

に伴う家賃トラブル」など。

その他、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や各種給付金に関連した詐欺が疑われるケースの相談も寄せられています。詳細は、国民生活センターのホームページで最

ページでご確認ください。

トラブルに巻き込まれないためには、利用規約等で解約条件やキャンセル料をしっかりと確認したり、国民生活センターのホームページで最

新の情報や正しい情報を見極め、デマに惑わされず冷静な行動をとることが重要です。

『おかしいな』『困ったな！』と思ったら、一人で悩まず、お気軽にご相談下さい。

【令和2年4月作成】

新型コロナウイルス感染症に便乗した
身に覚えのない商品の送り付け
にご注意ください

注意！：政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

【身に覚えのない商品が届いた際の対応方法】

（例）封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

とにかく、**ひとまず落ち着きましょう。**

送り付けられる前に、**事業者からの電話連絡**はありましたか。

はい

いいえ

送付された商品の**売買契約の勧誘**はありましたか。

はい

いいえ

上記の**売買契約の締結**を申し込みましたか。

はい

いいえ

★商品が届いた場合でも、**契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ※**ができます。書面を受け取ってなければいつでも可能です。

※契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

★**売買契約は成立していません。お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。**

★商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま**14日間***を経過したときは、**商品を自由に処分してかまいません。**その後の事業者による商品の引取りに応じる必要もありません。

*引取りを請求すれば、その請求の日から7日間に短縮できますが、事業者電話番号等を知られてしまう可能性もあります。

慌てて事業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経過後から処分しましょう！

おかしいと思ったら、心配なことがある場合は。

○ 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**（局番なしの3桁番号）等の関係機関にご相談ください。

※ このほかにも、消費者庁では、多様な情報を発信しています。詳しくはこちらへ。（<https://www.caa.go.jp/>）

消防分署から119番通報要領のお知らせです！！

切り取って
電話の近く
に貼ってね

火災，救急等の通報要領

火事，救急等の事故発生

落ち着いて
119番通報を
しましょう！！



緊急時の電話は 1 1 9 番

※119 番通報は奄美市名瀬の消防本部通信指令室へ繋がります。



通信指令室員が消防 1 1 9 です「火事ですか」「救急ですか」と尋ねますので火事か救急か答えるようお願いします。



「住所はどこですか」と尋ねますので必ず市町村名(瀬戸内町)から答えるようお願いします。

(例)瀬戸内町古仁屋〇〇番地です。

その後は，通信指令室員に聞かれたことに対して答えて下さい。